

政府調達に関する苦情の処理手続細則

平成11年 1月11日
政府調達苦情処理推進会議決定
平成20年 1月11日改正
平成26年 3月 7日改正
平成26年 4月 4日改正

「政府調達に関する苦情の処理手続細則」を次のとおり定める。

1. 苦情の申立て

(1) 提供を行うことが可能であった者の定義

政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月14日政府調達苦情処理推進会議決定。以下「手続」という。）2.(1)①の「提供を行うことが可能であった者」とは、次に掲げる者その他の調達手続への参加に関心を有し、又は有していた者をいう。

一 入札に参加した者（提供を行った者を除く。）

- ① 一般競争入札に参加した者
- ② 指名競争入札に参加した者
- ③ 随意契約手続に何らかの対応をした者

二 入札に参加する予定はあったが、参加しなかった者

- ① 調達手続に違反があったため入札に参加しなかった者
- ② 調達機関が指名競争入札又は随意契約を行ったため、参加できなかった者
- ③ 入札参加資格手続において参加を認められなかった者

三 入札手続（随意契約を含む。）に間接的に参加する者

(2) 協議の終了

手続2.(2)に基づく協議は、供給者、調達機関のいずれからも打ち切ることができる。

(3) 協議の期間の取扱い

手続2.(2)に基づく協議終了の結果、苦情が解決に至らなかった場合には、協議に要した期間は苦情申立期間の進行が停止するものとし、その期間は苦情申立期間から除外する。

2. 期間

(1) 国の行政機関の休日の定義

国の行政機関の休日とは、行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。

3. 参加者

(1) 参加の意思の通知

手続4.(3)に基づく参加の意思は、参加の趣旨及び理由を明らかにした書面をもって通知しなければならない。

(2) 参加の通知の取下げ

- ① 手続 4. (4)の規定に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。
- ② 委員会は、手続 4. (4)の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

4. 苦情の検討の手続

(1) 郵送に係る苦情申立ての期限

手続 5. (1)に基づく苦情申立ての書類が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日（その表示がない場合又はその表示が明瞭でない場合には、その郵便物について通常要する郵送日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）に提出されたものとみなす。

(2) 10作業日の緩やかな解釈

手続 5. (3)に基づく苦情申立ての却下については、10 日間では判断困難なこともあり得るので、申立て後「10 作業日」以内に却下することを原則とするが、個別事情に応じあくまで例外的措置として「申立て後 10 作業日」を超えた場合も却下することができる。

(3) 誤った教示をした場合の救済

調達機関又は政府調達苦情検討委員会事務局が誤って所定の期間よりも長い期間を苦情申立期間として教示した場合であって、その教示された期間内に苦情申立てがされたときは、当該苦情は、所定の苦情申立期間に申し立てられたものとみなす。

(4) 調達機関の定義

調達機関とは、产品及びサービス又は公共事業等の調達を行う機関であって、国の政府機関（会計法の適用を受けるすべての機関（国家行政組織法に定めるすべての内部部局、外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。））及び政府関係機関（1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定附属書 I 付表 3 及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書により改正された政府調達に関する協定附属書 I 付表 3 に掲げる機関（ただし、右機関には含まれないが「政府調達手続に関する運用指針等について」（平成26年 3 月31日関係省庁申合せ）別紙 4 の対象機関に含まれる機関を含む。））とする。

(5) 調達機関の長の定義

- ① 調達機関の長とは、各省各庁の長（財政法第 2 0 条第 2 項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）及び政府関係機関の長とする。

ただし、会計法第 1 3 条の規定に基づき、各省各庁の長よりその所掌に係る支出負担行為に関する事務権限が委任されている場合には、支出負担行為担当官を調達機関の長とみなす。

- ② 政府関係機関について関連する法令等に基づき事務権限が委任されている場合には、その者を調達機関の長とみなす。

(6) 代理人についての承認の申請の方式等

- ① 弁護士である代理人の権限を証明する手続 5. (8)⑧の書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。
- ② 弁護士以外の者を代理人とすることにつき手続 5. (8)⑥の承認を求める場合には、その者

の氏名、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

③ ②の書面には、代理人の権限を証明する手続5.(8)⑧の書面を添付しなければならない。

(7) 補佐人についての承認の申請の方式

手続5.(8)⑩の承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

(8) 利害関係を有する者の定義

手続5.(8)⑯の「当該調達に関して実質的な利害関係を有する者」とは、当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある者をいう。

(9) 苦情申立ての取下げ

① 手続5.(9)の規定に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。

② 委員会は、手続5.(9)の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(10) 関係調達機関の報告書の当事者以外への非公開

委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、手続5.(10)①の規定に基づく報告書の内容について当事者以外に公表しないように要請する。

(11) 商業上の秘密情報の定義

手続5.(10)③の「商業上の秘密情報」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないものをいう。

5. 検討の結果及び提案

手続6.(1)及び6.(2)の規定による報告書及び提案書の公表方法については、委員会が別に定める。